

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第40回）議事要旨

日時：令和2年5月29日（金）10時00分～11時30分
場所：Skypeにて開催

出席者

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、曾我委員、廣瀬委員、
又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

阿部 公哉 東北電力ネットワーク株式会社 電力システム部
技術担当部長

小川 博志 関西電力株式会社 エネルギー・環境企画室長

菅野 等 電源開発株式会社 取締役常務執行役員

上手 大地 イーレックス株式会社 経営企画部長

國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長

菅沢 伸浩 東京ガス株式会社 執行役員 電力事業部長

（代理出席：石坂 匡史 電力トレーディング部長）

竹廣 尚之 株式会社エネット 取締役 経営企画部長

都築 直史 電力広域的運営推進機関 理事・事務局長

花井 浩一 中部電力株式会社 執行役員 経営戦略本部 計画部 部長

渡辺 宏 出光興産株式会社 上席執行役員

エネルギーソリューション事業本部長

（関係省庁）

環境省

議題：

- （1）容量市場について
- （2）第三次中間とりまとめ（案）について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
TEL：03-3501-1511（内線4761） FAX：03-3501-3675
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

■容量市場について

- ・ 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等において、現行定められている規定では、定常的に、供給能力の不足が発生されている場合等、限定的な記載をしている。一方、今回追加する予定の規定は電力広域的運営推進機関による供給能力を確保するための費用の請求に応じない場合という、比較的あっさりとした記載となっているが、資料9ページの記載にあるとおり、広域機関が指導勧告を行ってもなお、改善が見込まれない結果として、何らかの支障が生じるような場合を想定しており、費用の支払に若干の遅延が発生した場合であっても必ず何らかの措置を行うという趣旨ではない。運用上、柔軟に対応できるように、ケースバイケースで早めに措置を取らなければならない場合も含めて対応できるように、このような記載にしていると理解したが、確認したい。
- ・ 5ページ小売電気事業者の容量拠出金の支払遅延や不払が発生した場合の取扱いにおけるリスクヘッジとして、保証金の徴収や保険の活用を検討が記載されているが、どのような取扱いとなったか確認したい。
- ・ 5ページの容量拠出金の請求といったお金まわりの業務は、これまでの広域機関の業務にはない新たな業務となる。小売電気事業者の保証金の徴収是非や、発電事業者が倒産した場合の対応等、非常時の対応をしっかりと議論しておく必要がある。
- ・ 15ページの北海道エリアの取扱いについては、今後、議論をしっかりと行っていく必要がある。
- ・ 20ページについて、新型コロナウイルスによるパンデミックにより短期的、中長期的な経済指標が非常に不透明になっていると考えるため、追加オークションやリリースオークションの活用等、柔軟な対応を図っていくことが重要であるとする。
- ・ 23ページについて、競争情報に当たる場合には、非公開とすることが適切であるとのことであるが、事業者が経営情報に当たるため公表したくないといった情報については、しっかりと考えた上で非公表とするかを決めていただきたい。例えば、リアルタイムであれば出せないが、1年後、5年後、10年後であれば公表できるという情報もあるはずであり、そういったものは積極的に公表いただきたい。このような観点から5年後、10年後に情報公開したときに、このような些細な情報を隠していたのかと呆れられないように、しっかりと考えてご判断いただきたい。
- ・ 24ページの売り惜しみについて、ペナルティが恐いので電源を出さないといった場合には、需要曲線の目標調達量から差し引けるような仕組みを引き続き検討いただきたい。これができれば、電力・ガス取引監視等委員会の監視の負担を軽減できることになる。
- ・ 24ページの逆数入札については、これを認めなければ入札したものの赤字という事態に陥るため、逆数入札自体は認められるものだと考える一方、逆数入札は実際の電源維持コストを表していないため、逆数入札の在り方自体は、今後も検討を続けていくことが適切であるとする。
- ・ 初回オークションの結果として、約定価格が逆数入札による電源か否かの情報公開をお願いしたい。
- ・ 維持管理コストの考え方について、初回オークション結果を踏まえて、各発電事業者の考え方に相違がなかったかなど、可能な範囲で公開いただきたい。

■第三次中間とりまとめ(案)について

- ・ 非化石価値取引市場について、これまでの作業部会の中でも種々懸念を申し上げてきたが、中間とりまとめの18ページ～19ページに記載の経過措置料金への非化石証書購入費用の転嫁、20ページの証書の売り惜しみの懸念、FIT非化石証書の最低価格の引き下げ、小売競争環境への影響等を記載いただき感謝申し上げる。いずれも重要な点と考えており、今後も検討いただくようお願いしたい。

- ・ 現在、非化石証書は系統利用の電気のみを発行対象としているが、自家消費した場合の非化石価値の在り方についても当該価値を顕在化させるよう検討を開始いただきたい。高度化法の目標達成方法が多様化する中で、この議論は再エネ拡大にも寄与すると考えている。5月に開催された第12回 ERAB 検討会でも、自家消費における非化石価値の埋没について議論されていたが、是非検討いただきたい。
- ・ ベースロード市場の約定量は中間取りまとめの49ページに記載があるが、50億 kWh 弱と、売り入札量の8%にすぎない状況である。実際、約定価格の価格感もあって、買手側の期待もしぼみ、低調だったと受け止めている。
- ・ 足もとではスポット価格も相当下がっているが、様々な市場も開催されている中で、他の市場とも一体的に考えるタイミングにきているのではないかと感じている。その意味では、例えば、大規模発電事業者のベースロード市場の供出量の売れ残りを、あわせて低調になっている先渡市場に供出を義務づけるようなアイデアもあるかと思う。今後の議論になるかと思うが、ベースロード市場及び先渡市場の活性化についても、新しい視点で検討をお願いしたい。
- ・ 各市場の開設にむけた制度設計の大枠は今回までの議論で固めていただいたと理解している。今後は、市場開設準備を進める中で、種々修正を要する課題や最後の運用部分等を検討するものと認識している。特に、需給調整市場では、一次調整力や二次調整力①については、今後引き続きつめていく部分もあると認識している。
- ・ 一般送配電事業者としても、安定供給を前提として、今回創設いただいた制度において、効率的な需給運用が実現できるよう取り組んでまいりたいと考えているが、運用部分の構築に向けては、しっかり実務が合わせられ、シンプルな運用が可能となるようなものになるよう検討をお願いするとともに、一般送配電事業者としても、検討に協力させていただきたいと考えているので、引き続きよろしくようお願い申し上げます。
- ・ 中間目標の達成に関する非化石証書の購入費用の小売料金への転嫁について、需要家への説明のし易さや事業者間の競争環境確保の観点で、購入費用を可変費に該当することを何らかの形で明確化することや、機動的な料金改定手続きも引き続き検討いただける点、感謝申し上げます。一方で、2020年度も既に開始しており、是非検討をさらに進めていただき、「電力の小売営業に関する指針」に反映させるのが妥当とすべきものがあるとするれば、その対応も引き続きお願いしたい。
- ・ 高度化法や非化石価値取引市場は、持続可能な社会を創設する中での重要な取組であることは常々委員等からも指摘されており、業界や小売電気事業者のみならず、社会全体で取り組むべきものと認識している。したがって、需要家への説明のし易さも重要であるが、高度化法、中間目標、非化石証書あるいは非FIT 非化石証書の環境価値について、社会全体で理解が深まるよう PR 等の対応も検討いただきたい。
- ・ 18ページの間目標値の2021年度以降の設定について、事業計画の策定等を鑑み、できるだけ早期に提示するという点を反映いただき感謝申し上げます。このような対応をいただくと事業者である我々も事業計画等をたてやすくなる。
- ・ 20ページの入札行動について、余剰の非FIT 非化石証書の売入札事業者に対し、FIT の最低価格の1.3円を参照して売価格を出すことがないよう、市場原理に基づかない不適切な行動がないか、監視をお願いしたい。
- ・ 34ページの需要家への環境価値の訴求について、顧客目線でもよりシンプルな訴求方法を引き続き検討願いたい。
- ・ 従前から、再エネ、実質再エネ、ゼロエミの3つに絞ってもよいのではと提案していたが、これに加え、電源種別も組み合わせることで、非常に複雑化しており、より訴求方法を簡素化する方向でご議論をいただきたい。
- ・ 非化石証書購入費用の小売料金上の取り扱いについては、既に今年度より中間目標値の第一フェーズが開始されていることから、機動的な料金改定手続きについては早期に議論を行っていただきたい。
- ・ 本作業部会では、安定供給や環境適合など広域的課題の達成について、新たな電力市場の創設や既設の市場の活性化を通じて実現していくという、非常に難しい課題を議論してきたと理解している。

- ・ ご承知の通り、新型コロナウイルスの影響による日本経済へのダメージは非常に大きい模様であり、テレワーク等の導入による働き方の変貌や再エネ等の導入拡大に伴い、電力需給構造の変化が、当初の予想よりも加速化していると考えている。その中で、カーボンニュートラル社会の早期実現や、ビジネス改革が加速化する中で、電気事業の果たす役割は非常に大きいと認識している。
- ・ こうした流れの中で、昨年度はベースロード市場が開始、今年度は容量市場が開始予定であり、非化石価値取引市場では、高度化法の間目標値が定められ、非FITを含めた非化石証書の取引が本格化してくことになる。また、一部の調整力の広域運用が開始され、来年4月には需給調整市場が開設されるものと理解しており、これまで検討されてきた市場がいよいよ動き出す段階にきている。これらの市場では一つの電源等から提供される価値を複数の価値に分けた上で、別々に取引していくことになる。
- ・ 79ページの今後の検討の進め方にも記載があるが、各市場が相互に協調しながら、電力システムの安定性を考える上で、電源等のもつ技術的な価値を適切に評価される仕組みとなることが重要と考えている。こうした観点から、各市場の相互関係等について考察を深め、市場取引をしっかりと評価し、必要に応じて対策をとるよう是非検討いただきたい。
- ・ なお、今後多様な市場で取引が開始されるが、制度が少々複雑であり、理解が追いついていない事業者や、電気料金等をご負担いただく需要家の中でも、理解が追いついていない需要家も多々出てくると思われるため、当然ながら電気事業者側も理解いただくよう努めるが、国からも広く需要家全般に対して制度内容を周知いただくよう、是非ご尽力いただきたい。
- ・ 適切に市場を活用すると同時に、必要に応じて今後とも意見提起させていただきたく、引き続きよろしくご願ひ申し上げます。

以上